

公園愛護会活動要綱

(目的)

第1条 公園を安全かつ楽しく利用できるように、小樽市と市民等とが協力して公園管理の適正を期し、併せて公共施設愛護の精神を高揚することを目的とする。

(公園愛護会)

第2条 公園愛護会（以下「愛護会」という。）は前条の目的を達成するため、小樽市の公園を対象として設立される会で、この要綱に適合するものをいう。

(愛護会の構成)

第3条 愛護会は市民をもって構成するものとし、原則、一公園につき一愛護会とするが、長大な公園等で一つの公園を複数の公園愛護会で活動する場合は、市長と協議により決定するものとする。なお、市民団体、その他の法人等も愛護会を構成することができる。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関する団体は愛護会を構成することができない。

(愛護会の名称)

第4条 愛護会の名称は当該公園名等を用いるものとする。

(愛護会の活動内容)

第5条 第1条の目的を達成するため、愛護会は次の活動を行うものとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 公園の清掃、除草
- (3) 公園施設の点検連絡
- (4) その他、目的達成のために必要な活動

(愛護会の活動期間)

第6条 活動期間は原則として4月1日から11月15日までの7.5ヶ月間とする。

(愛護会の設立の届)

第7条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(愛護会の廃止の届)

第8条 愛護会を廃止しようとするときは、公園愛護会廃止届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(愛護会の役員)

第9条 愛護会の役員には会長、副会長、会計をおく。会長は会を統轄するものとする。なお、役員を変更する場合は公園愛護会変更届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(愛護会提出書類)

第10条 会長は活動期間終了時に活動実績報告書（第4号様式）及び支出報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(報償金)

第11条 市長は愛護会に対し1公園につき基本額10,000円と公園面積1㎡当たり14円を乗じた額の合計額を交付する。

(報償金の交付時期)

第12条 報償金は活動実績報告書の実施状況を確認のうえ交付する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

(附則)

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

昭和60年4月26日一部改正。

平成29年4月 1日一部改正。

令和 4年7月 4日一部改正。

令和 7年5月26日一部改正

第1号様式

公園愛護会設立届

年 月 日

小樽市長 様

設立発起人(会長)

住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり、公園愛護会を設立しましたので届けます。

愛護会名称	
公園名	
会長住所 氏名 連絡先	
副会長住所 氏名 連絡先	
会計住所 氏名 連絡先	
構成する団体名 及び人数	_____ _____ 人

第2号様式

廃止届

年 月 日

小樽市長 様

愛護会名

会長名

印

住 所

連絡先

下記のとおり、公園愛護会を廃止しましたので届けます。

愛護会名称	
公園名	

第3号様式

変 更 届

年 月 日

小樽市長 様

愛護会名

会長名

印

住所

連絡先

下記のとおり、変更しましたので届けます。

変 更 前	
変 更 後	

令和 年度 _____ 公園愛護会 支出報告書

支出	項目	支出額（円）	備考
	道具類代		
	賄い費		
	雑費		
	その他		
	計		

支出の項目については、あらかじめ記載されている項目に基づいて記入してください。記載されている項目以外の項目があれば空欄に適宜ご記入ください。

また、備考欄には主な用途を、具体的にご記入ください。

なお、項目の分類は以下の表を参考にしてください

項目	記載内容
道具類代	清掃用具、剪定バサミ、花壇の材料など活動で使う道具類の費用を記入してください。花苗や球根も含まれます。
賄い費	活動時の飲み物や茶菓子代があれば記入してください。
雑費	交通費やコピー代、通信費等があれば記入してください。
その他	軍手、マスク、タオル、医薬品など活動で使う消耗品を購入した場合は記入してください。